

令和3年度後期における留意事項等 (R4.1.7~)

行動に当たっての留意事項等を一部変更しましたので、確認してください。

全国および広島県内の感染拡大を受け、このほど広島県において令和4年1月9日(日)から1月31日(月)まで「まん延防止等重点措置」が適用されることが決定されました。皆さんの節度ある行動が周囲の方の命を助けることになります。御理解と御協力をお願いします。

最新の県立広島大学活動基準を必ず確認してください。

1 授業方法等について

(1) 原則オンラインとします。

実験・実習等については感染拡大防止措置のうえ、面接（対面）の実施は可能。

2 入構制限

「県立広島大学活動基準」により、学生の登校は次の場合に限定しています。

大学での滞在は必要最短時間とし、用事が終わったら速やかに帰宅してください。

区分	備考
オンラインでの対応が不可能な実習・実験や、対面で行うことが不可欠な授業（認められたものに限る。）の受講	授業担当教員からの指示に従ってください（予約不要）。 ※「面接（対面）授業」の実施にあっては、こまめな換気・消毒、収容人数の制限、座席の間隔の確保等により、感染防止対策の徹底を図ること。 ※臨地実習にあっては、実習先における感染防止対策の遵守に加え、事前のPCR検査の積極的な受検、実習前2週間及び実習期間中における感染防止対策の徹底を図ること。
教員との対面指導が必要な活動（卒論・修論指導等）	事前に教員に連絡し、登校時間を調整してください（事前予約制）。
教職員との相談が必要な活動（就職・学生生活に係る相談等）	事前に関係部署又は教職員に連絡し、登校時間を調整してください（事前予約制）。※可能な限りメール又はオンラインで相談してください。
大学が許可した施設等の利用（キャンパス内でのオンライン授業の受講等）	事前に関係部署又は教職員に連絡し、登校時間を調整してください（図書館の利用、証明書発行機の利用等は事前予約制）。 ※許可されていない講義室は利用できません。
課外活動	感染拡大防止に最大限配慮 活動状態に応じて一部の課外活動を許可。

3 感染防止対策

(1) 広島県のまん延防止等重点措置適用中（1月9日～1月31日）の過ごし方

広島県や広島市からの要請を基に次のとおりとしますので、必ず順守してください。

【外出への要請】

- ・通院、通勤、通学は除いて週末平日に限らず外出を半分にしてください。
- ・特に20時以降は外出を控えてください。
- ・やむを得ず外出する時は、感染対策を徹底してください。

【移動への要請】

- ・緊急事態措置又はまん延防止等重点措置地域との往来は最大限、自粛してください。
- ・「レベル2（警戒を強化すべきレベル）」相当の地域との往来は、慎重に判断してください。
- ・県内でも、重点区域とそれ以外の地域との往来は、最大限、自粛してください。
※いずれも、通院・通勤・通学まで制限するものではない。
- ・やむを得ず感染拡大地域に移動した場合は、帰宅後2週間登校せず、自宅等で待機してください。
- ・県境をまたいで移動する場合はPCR検査を積極的に受検してください。

□広島県HP：PCR検査の実施について

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/269/hiroshimapcrcenter.html>

- ・県内でも不要不急の移動はせず、やむを得ず移動する場合は感染防止対策を徹底してください。

【会食について】

- ・同居する家族以外での会食等は時期を変更する等検討してください。参加者の連絡先が分からぬ会食は避けてください。
- ・物理的な感染対策等がとられていない飲食店、時短要請に応じていない店舗は利用しないでください。
- ・路上や公園等での飲酒はしないでください。

【積極的な検査】

- ・鼻づまりや喉の痛みなど、普段なら病院に行こうと思わないような軽い症状でも、違和感を感じたらすぐ、医療機関を受診してください。
- ・また、無症状でも次の方は検査をしてください。

年末年始に大人数で食事をした。

普段会わぬ人と食事したり、長時間過ごした。

オミクロン株が確認された地域と往来があった。

(2) オンライン授業は自宅で受講してください。

自宅での受講ができない場合は、最寄りのキャンパスで受講することができますので、自身の所属する教学課に連絡し、許可を得て受講場所を確認してください。（最寄りのキャンパスで受講する場合は2日前（土日祝を除く）までに所属キャンパスに連絡のこと。）

自宅からの外出そのものに支障がある場合は教学課に相談してください。

広島キャンパス：h-kyoumu@pu-hiroshima.ac.jp

庄原キャンパス：skyoumu@pu-hiroshima.ac.jp

三原キャンパス : kyogaku@pu-hiroshima.ac.jp

- (3) 毎日の健康状態を「健康記録票」又は「健康管理スマートホンアプリ」で記録してください。
- (4) 日々の行動履歴（いつ、どこで、誰と、どの程度の時間、何をしたか）を記録してください。
- (5) 日常生活上必要な買い物などを含めて、週末・平日に関わらず、外出を半分に削減してください。特に20時以降の外出は更に削減してください。また、他都道府県への移動は、最大限、自粛してください。（いずれも通院、通勤、通学を除く）
感染拡大地域※との往来は最大限自粛してください。

※ 新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、国が指定する「緊急事態宣言発令地域」、「まん延防止等重点措置地域」および「感染拡大地域」（都道府県が住民に不要不急の外出自粛を呼び掛けている自治体や、直近7日間の人口10万人当たりの新規陽性者数が15人以上の自治体）。常に最新情報を確認してください。

※ 県境をまたいで帰省等した人は、積極的にPCR検査を受検してください。
感染拡大地域に移動した場合は、PCR検査結果に関わらず、2週間自宅で待機してください。感染拡大地域以外に移動した場合も積極的に検査しましょう。

- (6) 状況により大学から連絡する場合がありますので、土日等であっても応答できるようにしておいてください。
- (7) 海外への旅行は、渡航先の「感染症危険情報」レベルが「1」以下となるまで、自粛してください。慶弔等でやむを得ず海外へ旅行した場合は、帰国後2週間、自宅等で静養するなど、国の指示に従ってください。
- (8) 学内での勧誘活動やコンパ、合宿、イベント（屋内外問わず3密となる可能性のあるもの）等の課外活動は行わないでください。
- (9) SNSについては、ルールや危険性を十分に理解した上で、安易な考えで書き込み等を行わないようしてください。
- (10) 広島キャンパス食堂・売店は、当分の間、休業します。
庄原キャンパス及び三原キャンパスの食堂・売店及び学生寮食堂の詳細については、キャンパスからの案内に従ってください。
- (11) 新型コロナウイルス感染症の流行に関連して不安やストレスを感じている場合には、まずはメール又は電話により学生相談室に相談してください。
- (12) 身体の障害等により、オンライン学修を行う上で支障がある場合には、まずは電話等によりキャンパス教学課に相談してください。相談内容によっては、対応に時間を要することもあるため、できるだけ早い時期に相談してください。
- (13) 図書館の利用については図書館からのお知らせを確認してください。
- (14) 休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることがあります。基本的な感染対策として、マスクの正しい着用、こまめな手洗い・手指消毒、3密（密接・密集・密閉）の回避を徹底してください。食事は短時間で、会話の時はマスクを着用してください。
特に、休憩時には廊下やエントランスホール、食堂等で密になることは避けましょう。
<https://corona.go.jp/proposal/>（内閣官房 感染拡大防止特設サイト）
- (15) その他、キャンパスからの指示に従ってください。

■行動等の指針（一般的留意事項）

これまでと同様、広島県の「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針」の「県民の皆さまへのお願い」事項を参考に行動してください。※広島県ホームページ。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/2019-ncov/>

■ 許可により入構する場合の構内における「3密回避対策」等

【登校時に持参するもの】

登校する場合は、授業等に必要なもののほか、必ず①マスク、②学生証、③登校日以前2週間の健康記録票（スマホをお持ちの方は、健康管理アプリでも可）、④登校日以前2週間の行動履歴を記録したもの、⑤フェイスシールドを持参してください。

【入構時】

- ① 出入口を限定し、サーマルカメラを設置しています。必ず最初にサーマルカメラの前を通って、発熱していないことを確認した後に入館してください。
※ 発熱がある場合は、入構できません。
- ② 通行禁止箇所や使用が制限されている設備があります。掲示に従って、通行・使用しないでください。
- ③ アルコール消毒液を出入口に設置しているので、入構の際に、必ず手指を消毒してください。
- ④ 出欠管理端末を出入口に設置しているので、入構の際に、必ず学生証をタッチしてください。
- ⑤ 健康記録票及び行動履歴を、適宜、確認します。いつでも確認を受けられるように記録し、持参しておいてください。
- ⑥ その他、キャンパスからの指示に従ってください。

4 大雨等自然災害による休講等の取扱い

- (1) 対面授業の場合は、休講等に係るキャンパスの取扱い原則（「学生便覧」参照）により休講になる場合があります。
- (2) オンライン授業の場合は、受講学生の居住地における状況にかかわらず、授業担当教員がオンライン授業を実施しているキャンパスの取扱い原則に該当しない限り、継続して実施します。
- (3) 対面授業又はオンライン授業にかかわらず、居住地域に避難指示等が発令されている場合は、別途代替措置等を講じますので、躊躇せず自治体の指示に従い、自らの安全を最優先に行動してください。